

気持ちの良い正月を

年末年始のごみ収集日程

益城クリーンセンター ☎ 286-4190
環境衛生課生活環境係 ☎ 289-8077

ごみ出しはお互いルールを守り、気持ちの良い正月をお迎えください。

校区 日程	飯野・木山・安永	津森・福田・広安 (安永を除く)
28日 ☉	ペットボトル	ビン・缶・ アルミ製品
29日 ☉	燃えるごみ	プラスチック製容 器包装
30日 ☉	収集なし	燃えるごみ ※ごみカレンダーでは 空欄ですが、回収を 行います。
31日 ⊕ ↓ 1月3日 ☉	収集なし ※クリーンセンター休業	
4日 ☉	ビン・缶・ アルミ製品	ペットボトル

※収集なしの日は、ごみステーションにはごみを出さないようお願いします。

□クリーンセンターへの有料持ち込み

平日/午前9時～午後4時

※12月24日⊕～29日☉は午後4時、

※12月30日☉は午前11時まで

来年は1月4日☉から平常業務

年末のくみ取り依頼はお早めに

年末のし尿・浄化槽のくみ取り依頼は、12月22日☉までに許可業者へご連絡ください。



許可業者の連絡先

(有)出崎商会 ☎ 286-2408

中野衛生(有) ☎ 232-0636

法務局からのお知らせ

職権による滅失登記について

熊本地方務局では、平成28年熊本地震で倒壊などした建物について、被災された方々の登記申請の負担軽減を図るとともに、被災地の速やかな復興のため、所有者の申請によらずに登記官の職権で、順次、滅失登記を行います。特に急ぐ場合を除いては、自ら「建物滅失登記」を申請していただく必要はありませんので、お知らせします。

職権滅失登記について

建物が滅失したときは、所有者またはその相続人は、建物滅失登記の申請をしなければなりません。(不動産登記法第57条)

法務局では、震災被害の甚大さを考慮し、震災復興の一助として、例外的に登記官(法務局職員)の職権により滅失登記を行います。(不動産登記法第28条)

実施地域について

上益城郡益城町の全域

作業期間について

平成28年11月から現地調査に着手し、平成29年3月末日までに滅失登記を行います。

費用負担について

今回の職権による滅失登記は、法務局において実施しますので、建物所有者が費用を負担することはありません。

対象建物について

震災により倒壊等した建物(その後の公費、自費等による解体を含む)を対象とします。なお、建物の損壊が一部分のため、滅失したとは認定できない場合、あるいは、敷地内に2棟以上の建物(たとえば、居宅と物置など)が存在し、その一部分のみが倒壊などした場合には、職権による滅失登記の対象とはなりません。

所有者への通知について

職権滅失登記の完了後、所有者に対して、登記が完了した旨の通知を送付いたします。なお、居住地に変更があった場合には、確実に通知が届くように郵便局へ転送手続きをお願いいたします。

受付時間…平日/午前8時30分～午後5時15分

熊本地方務局 ☎ 364-2221